シテ一方個人ハ依然電気事業ニ関係シテ第一ノ際ニ備ヘ居ル
事業所ノ要望ニ対シ技術者ヲ派遣シテ之ヲ取扱ヒ
方面ニ臨時人夫ヲ雇ヒ之ヲ争議ノ策ト為シ居タリ
然ルニ三月廿九日ニ至リ従業員中会社ノ態度目前ニ迫レル時
期ナレバ罷業ニ際シ遂ニ之ヲ不利益ナリトノ意見出テ其ノ幹部間
出張所員ノ争議ノ脱退復帰者多ク続出シ
其ニ際シ（大正電気事業ニ於ケル事業ノ性質上其ノ職業
スルコトニシテ会社側トアラズト称シ）一面電気局ニ勧誘セラレ
却モ争議ノ打切リヲ策シ三十一日会社ト会見シナガラ其ノ
従業員ハ争議ニ解決セシメ四月一日川崎ヲ[illegible]会社側ト
之レニ解決条件ヲ全部ノ内容一般ノ援助一円ニ
之ヲ依頼シテ争議ヲ打切リ全部解決セリ
協定事項ハ

一、争議費用トシテノ金一封（八十円）ヲ会社ヨリ支給スルコト
一、争議中ノ日給ハ会社ニ於テ支給スルコト
一、今回ノ争議ニ付犠牲者ヲ出サザルコト
一、解雇手当金ノ件ハ双方協定ニ依リ一切ノ要求ヲ撤回シ
長ニ一任スルコト